

# 東三河国有林の地域別の森林計画書

(東三河森林計画区)

計 画 期 間

自 平成25年 4月 1日

至 平成35年 3月31日

中 部 森 林 管 理 局

この国有林の地域別の森林計画（計画期間：平成25年4月1日～平成35年3月31日10ヵ年計画）は、森林法第7条の2の規定に基づき、中部森林管理局長が全国森林計画に即してたてる森林計画区別の国有林についての森林の整備及び保全の基本的事項に関する計画である。

（利用上の注意）

- ① 総数と内訳の計が一致しないのは、単位未満の四捨五入によるものである。
- ② 0は、単位未満のものである。

# 目 次

## I 計画の大綱

1 森林計画区の概況	1
(1) 位置及び面積	1
(2) 自然的背景	1
(3) 社会経済的背景	2
(4) 森林・林業の動向等	3
2 前計画の実行結果の概要及びその評価	4
3 計画樹立に当たっての基本的考え方	5
(1) 森林の整備及び保全の基本的な考え方	5
(2) 森林の整備及び保全の推進方向	5
(3) 森林の整備及び保全の重点事項	6
(4) 林道等及び治山施設の整備	6

## II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域	7
第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	8
1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	8
(1) 森林の整備及び保全の目標並びに基本方針	8
(2) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	10
2 その他必要な事項	10
第3 森林の整備に関する事項	11
1 森林の立木竹の伐採に関する事項	11
(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	11
(2) 立木の標準伐期齢	13
(3) その他必要な事項	13
2 造林に関する事項	14
(1) 人工造林に関する事項	14
(2) 天然更新に関する事項	15
(3) その他必要な事項	16
3 間伐及び保育に関する基本的事項	17
(1) 間伐の標準的な方法	17
(2) 保育の標準的な方法	18
(3) その他必要な事項	19
4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	20
(1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法	20
(2) その他必要な事項	21
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	22
(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	22

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方 .....	2 3
(3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法 .....	2 3
(4) その他必要な事項 .....	2 3
6 森林施業の合理化に関する事項 .....	2 4
(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針 .....	2 4
(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針 .....	2 4
(3) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針 .....	2 4
(4) その他必要な事項 .....	2 4
第4 森林の保全に関する事項 .....	2 5
1 森林の土地の保全に関する事項 .....	2 5
(1) 土地の形質の変更にあたって留意すべき事項 .....	2 5
(2) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区 .....	2 5
(3) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法 .....	2 6
(4) その他必要な事項 .....	2 6
2 保安施設に関する事項 .....	2 7
(1) 保安林の整備に関する事項 .....	2 7
(2) 保安施設地区に関する事項 .....	2 7
(3) 治山事業に関する事項 .....	2 7
(4) その他必要な事項 .....	2 7
3 森林の保護等に関する事項 .....	2 8
(1) 森林病害虫等の被害対策の方針 .....	2 8
(2) 鳥獣による森林被害対策の方針 .....	2 8
(3) 林野火災の予防の方針 .....	2 8
(4) その他必要な事項 .....	2 8
第5 計画量等 .....	2 9
1 伐採立木材積 .....	2 9
2 間伐面積 .....	2 9
3 人工造林及び天然更新別の造林面積 .....	2 9
4 林道の開設又は拡張に関する計画 .....	3 0
5 保安林整備及び治山事業に関する計画 .....	3 2
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等 .....	3 2
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等 .....	3 2
(3) 実施すべき治山事業の数量 .....	3 3
第6 その他必要な事項 .....	3 4
1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法 .....	3 4
2 その他必要な事項 .....	4 1

# I 計画の大綱

# I 計画の大綱

## 1 森林計画区の概況

### (1) 位置及び面積

全国森林計画の木曾川広域流域に属する本計画区は、愛知県の東部に位置し、豊橋市等5市2町1村からなる。その区域面積は172千haで愛知県全体516千haの33%を占めており、そのうち、本計画の対象となる国有林の面積は8千haで2市2町1村に所在している。

計画区の北部は岐阜県の木曾川森林計画区及び長野県の伊那谷森林計画区、東部は静岡県得天竜森林計画区、西部は尾張西三河森林計画区と接している。また、南部は遠州灘と三河湾に面している。

### (2) 自然的背景

#### ア 気候

本計画区の気候は、太平洋の黒潮の影響を受けて、一般的に温暖で夏期多雨、冬期乾燥型となっている。また、南部は四季を通じて温和であるが、北部の山間部はやや内陸性を帯び冬期の冷え込みは厳しい。

平成19年～23年の気象観測データによる5年間の平均は、最高気温は36.5℃（新城）に対し、最低気温は-8.7℃（稲武）、年平均気温は11.9℃（稲武）～16.4℃（蒲郡）、年間降水量は1,688mm（蒲郡）～2,222mm（新城）となっている。

#### イ 地形

本計画区の地形は、西部は美濃三河高原の寧比曾岳、本宮山などの山地が、北部は愛知県内最高峰の茶臼山をはじめ三国山などの山々が連なり、東部は静岡県と境をなす鳶ノ巣山、富幕山、弓張山系などを経て南部の豊橋平野へ続いている。

水系は、段戸高原を源とする豊川が計画区を縦断し、明神山を源とする宇連川と新城市で合流したのち渥美湾に注いでいる。一方、北東部では天竜川支流の大入川と大千瀬川が東流しているほか、段戸川、名倉川などが北流し、岐阜県境の矢作川に注いでいる。

#### ウ 地質

本計画区の地質は、北部の山地には花崗岩類と領家変成岩類が、中央部の鳳来寺山周辺は設楽火山岩類が、南部の中央構造線にある豊川を境に外帯を三波川変成岩類、内帯を領家変成岩類が分布している。平野部の大部分は沖積層となっており、渥美半島部には洪積層及び中・古生層が分布している。

#### エ 土壌

本計画区の土壌は、北部の山地に褐色森林土が広く分布し、平野部に接する丘陵地は黄色系褐色森林土が分布している。平野部は黒色土、グライ等が混在し、渥美

半島には黄色土と未熟土が分布している。

### (3) 社会経済的背景

#### ア 交通

本計画区の交通網は、南部にJRの東海道新幹線、東海道本線、飯田線の鉄道及び東名高速道路、国道1号線の大動脈が集中し、国道151、257号線が計画区を縦断し、豊橋市等を中心に国道23、42、253、301、362、420、473号線などの道路が縦横に伸びている。また、新たな幹線道路として新東名高速道路や三遠南信自動車道の整備が進められており、地域経済活動の発展に重要な役割を果たしている。

#### イ 土地の利用状況

本計画区の土地の利用状況は、総面積が県土面積の33%を占める172千haで、そのうち森林が109千ha（64%）、農地が23千ha（13%）、その他が40千ha（23%）となっている。

#### ウ 人口の動向

本計画区の人口は761千人であり、愛知県の総人口7,431千人の10%を占めている。また、人口動態は地域全体を見ると漸減傾向にあり、平成19年に比べ8.9千人減少している。

人口密度は442人/km<sup>2</sup>で愛知県全体の1,439人/km<sup>2</sup>に対し31%となっている。

東三河森林計画区における人口等

単位：人

区分	愛知県全体(A)	東三河森林計画区(B)	比率 (B/A×100)
人口総数	7,430,880	761,041	10%
人口密度	1,439人/km <sup>2</sup>	442人/km <sup>2</sup>	31%

注 人口総数は、愛知県統計調査課「市区町村別推計人口と世帯数（平成24年7月1日現在）」による。

#### エ 産業の概要

本計画区における農業産出額は1,531億円（平成18年）となっており、愛知県全体の49%を占めている。農家数は19,534戸（平成22年）で愛知県全体の23%となっている。

製造品出荷額等は54,703億円（平成20年）となっており、愛知県全体の12%を占めている。製造業事業所数は3,705所（平成20年）、従業員数94,856人（平成20年）で、それぞれ愛知県全体の10%、11%となっている。

年間商品販売額は18,662億円（平成19年）となっており、愛知県全体の4%を占めている。商店数は8,750店（平成19年）、従業員数61,490人（平成19年）で、それぞれ愛知県全体の11%、9%となっている。

また、産業別の就業者数は、第一次産業が32千人（8%）、第二次産業が135千人（34%）、第三次産業が208千人（52%）となっている。なお、第一次産業の内、林業就業者は344人で、全就業者数の0.1%となっている。

#### 東三河森林計画区における就業者数

単位：人

区分		愛知県全体(A)		東三河森林計画区(B)		比率 (B/A×100)
就業者数		3,676,174		396,026		11%
産業別	第一次産業	80,540	2%	31,763	8%	39%
	第二次産業	1,155,162	31%	134,578	34%	12%
	第三次産業	2,204,759	60%	207,810	52%	9%

注1 平成22年度「国勢調査報告」による。

2 就業者数には、「不詳」を含む。

#### (4) 森林・林業の動向等

本計画区は、愛知県の東部に位置し、総面積は172千haと愛知県全体の33%を占め、県下の尾張西三河森林計画区と比べ小さな計画区となっている。

本計画区の森林面積は総面積の64%に当たる109千haで、県下森林面積の50%を占めている。旧南・北設楽郡は、古くからの林業地で、スギ、ヒノキの人工造林が行われ、「三河材」の産地形成が推進されている。また、茶臼山や本宮山などの山地と、豊川や鳳来峡をはじめとする美しい渓谷、林業地の整備された人工林が織りなす森林美等の優れた自然景観に恵まれている。

本計画区の国有林の面積は7.7千haで、計画区全体の森林面積の7%を占め、天竜奥三河・愛知高原国定公園0.7千ha、石巻山多米・段戸高原・桜淵県立自然公園4.9千haが指定されて、自然環境の保全形成及び国民の保健休養の場の提供等公益的機能の発揮の上で重要な役割を果たしている。

森林の現況は、スギ、ヒノキを主とした人工林が多く、人・天別面積では、人工林が6.6千ha(90%)、天然林が0.8千ha(10%)となっている。

人工林の樹種別面積割合では、スギが12%、ヒノキが77%、その他が11%で、ヒノキが特に多くなっている。人工林の齢級配置は、4齢級から21齢級以上まで、それぞれ0.2千haから0.7千haまで平均して配置しており、特に21齢級以上が0.3千haを超えているのが特徴である。蓄積は人工林1,637千m<sup>3</sup>、天然林127千m<sup>3</sup>となっている。



## 2 前計画の実行結果の概要及びその評価

伐採立木材積に関して、主伐は育成単層林の皆伐を中心に実行した結果、ほぼ計画どおりの実績となった。また、間伐は地球温暖化防止対策に資する森林整備に積極的に取り組んだ結果、ほぼ計画どおりの実績となった。

造林に関して、人工造林及び天然更新は対象となる箇所の一部伐採を見合わせた結果、計画量を下回る実績となった。

林道の開設又は拡張に関して、林道の開設は中部森林管理局全体での優先度を考慮し、より優先度の高いものから実行したため、本計画区での実績はゼロとなった。林道の拡張は台風や集中豪雨による被災箇所が多く発生し、そのうち緊急を要する箇所の復旧・改良を実行した結果、計画を上回る実績となった。

保安林の整備について、水源かん養保安林、土砂防出防備保安林については一部指定を見合わせることにしたため、実績はゼロとなった。また、治山事業は緊急性・重要性を考慮し、より優先度の高いものから実行した。

### 3 計画樹立に当たっての基本的考え方

森林は、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化防止等の多面的機能の発揮を通じて、国民が安全で安心して暮らせる社会の実現や、木材等の林産物の供給源として地域の経済活動と深く結びつくなど、我が国が有する貴重な再生可能資源である。その恩恵を国民が将来にわたって永続的に享受するには、森林を適正に整備・保全することが重要である。また、林業は、森林生態系の生産力に基礎を置いており、適切な生産活動を通じて、森林の有する多面的機能の発揮や山村地域における雇用の創出に大きな役割を果たしている。

更に、農林水産省は平成21年12月に「森林・林業再生プラン」を策定し公表した。「森林・林業再生プラン」は、「森林の有する多面的機能の持続的発揮」、「林業・木材産業の地域資源創造型産業への再生」、「木材利用・エネルギー利用拡大による森林・林業の低炭素社会への貢献」という3つの基本理念の下に、10年後の木材自給率50%以上を目指すべき姿として掲げている。この「森林・林業再生プラン」は、平成22年6月に閣議決定された「新成長戦略」において、経済成長に特に貢献度が高い施策である「21の国家戦略プロジェクト」の一つに位置付けられるとともに、同年11月、その実現に向けた検討の最終報告「森林・林業の再生に向けた改革の姿」が公表された。

このような中で、平成23年3月に東日本大震災及び長野県北部地震が発生し、東北地方を中心に人命や財産、社会資本に未曾有の被害がもたらされた。このため、復旧資材の供給など当面の被災者の生活再建に向けた取組を進めるとともに、本格的な復興に向けて、森林・林業の再生の加速化による川上から川下までを通じた効率的な生産基盤の整備、再生可能なエネルギー資源である木質バイオマス資源の活用等を図り、森林資源を活かした環境負荷の少ない新しいまちづくりに貢献していくことが求められている。

こうした森林・林業の目指す方向と社会的要請に応えるため、路網整備と高性能林業機械を組み合わせた低コスト・高効率作業システムの定着、森林共同施業団地の設定、効率的な利用間伐の推進、国有林のフィールドを活用した人材の育成などに取り組むとともに、流域管理システムの下、民有林関係者と連携して、次の事項を推進することとする。

#### (1) 森林の整備及び保全の基本的な考え方

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進することとする。

具体的には、森林の有する諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の実施、林道等の路網の整備、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病虫害や野生鳥獣害の被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進する。

#### (2) 森林整備及び保全の推進方向

森林の主な機能は、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能、地球環境保全機能からなる公益的機能及び木材等生産機能に大別される。発揮を期待する機能ごとの区域において、その機能を十分に発揮できるよう森林の整備及び保全を進めることとする。

### (3) 森林整備及び保全の重点事項

本計画区は、「三河材」の産地形成が進められるとともに、国有林においても段戸国有林を中心として古くから人工林施業が行われた地域であり、木材の供給に加え高い造林技術など先進的な林業地として位置づけられている。

一方で、愛知県内における東部及び都市近郊に位置して、東三河地域の主要な水源としての役割はもとより、国定公園など各種の公園に指定されレクリエーションの場などとして多くの方に利用されている。

このため、本計画区の森林においては、人工林における除間伐等の積極的な実施、育成複層林の整備、長伐期施業の推進、針広混交林化など多様な森林整備・保全を積極的に推進するとともに、天然林等の自然環境の保全、野生動植物の保護のための適正な森林管理、保安林の指定やその適切な管理及び治山事業の実施を通じた森林の適切な保全・管理を推進することとする。

### (4) 林道等及び治山施設の整備

効率的な森林施業、森林の適正な管理経営を実施するための基盤である林道等については、民有林林道等との連携はもとより、農山村地域の振興にも資する整備を計画的に推進することとする。

また、安全で豊かな国土基盤の形成、水源の涵養及び生活環境の保全を図るため、治山施設の着実な整備に努めることとする。

# Ⅱ 計 画 事 項

## II 計画事項

### 第1 計画の対象とする森林の区域

市町村別面積

単位 面積：ha

区分	面積	備考
総数	7,652.52	
市 町 村 別 内 訳	豊橋市	1,151.71
	新城市	833.70
	設楽町	5,597.26
	東栄町	42.10
	豊根村	27.75

- 注1 計画の対象とする森林の区域は森林計画図において表示する区域内の国有林である。  
2 森林計画図の縦覧場所は中部森林管理局、愛知森林管理事務所とする。

## 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

### 1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

#### (1) 森林の整備及び保全の目標並びに基本方針

森林の有する機能ごとの森林の整備及び保全の目標並びに基本方針については、次表のとおり定める。

森林の有する機能	森林の整備及び保全の目標	森林の整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林	ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。 具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施策を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、立地条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施策を推進することとする。 ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。
山地災害防止機能／ 土壤保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林	山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要がある森林は、山地災害防止機能／土壤保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。 具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施策を推進することとする。また、立地条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施策を推進することとする。 集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林	国民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。 具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施策や適切な保育・間伐等を推進することとする。 快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。

保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林	<p>観光的に魅力ある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、国民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や国民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。</p> <p>また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
文化機能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林	<p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。</p> <p>また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林	とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林	<p>林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。</p> <p>具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。</p>

注1 森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。

2 これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であることに留意する必要がある。

(2) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等については、次表のとおりである。

○計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態

単位 面積：ha

区分		現況	計画期末
面積	育成単層林	6,456	5,874
	育成複層林	325	1,045
	天然生林	572	405
森林蓄積(m <sup>3</sup> /ha)		240	271

注1 「育成単層林」とは、森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。例えば、植栽によるスギ・ヒノキ等からなる森林。

2 「育成複層林」とは、森林を構成する林木を択伐等により伐採し、複数の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。例えば、針葉樹を上木とし、広葉樹を下木とする森林。

3 「天然生林」とは、主として天然力を活用することにより成立させ維持される森林（未立木地、竹林等を含む。）。例えば、天然更新によるシイ・カシ・ブナ等からなる森林。

※ 「人為」とは、目的に応じ、植栽、更新補助（天然下種更新のための地表のかきおこし・刈払い等）、芽かき、下刈、除伐等の保育及び間伐等の作業を行うこと。

「複数の樹冠層」とは、林齢や樹種の違いから樹木の高さが異なることにより生ずるもの。

「天然力」とは、自然に散布された種子が発芽・生育すること。

2 その他必要な事項

特に記すべき事項なし。



### 第3 森林の整備に関する事項

#### 1 森林の立木竹の伐採に関する事項

##### (1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

森林施業を実施するに当たっては、第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」によるほか、次に掲げる基準によるものとする。

なお、公益的機能別施業森林の立木の伐採の標準的な方法は、第3の4の(1)に定める「公益的機能別施業森林区域内における施業の方法」によるものとする。

##### ア 育成単層林施業

育成単層林施業にあつては、気候、地形、土壌等自然的条件、林業技術体系等からみて、人工造林又は天然更新により高い林地生産力が期待される森林及び森林の有する多面的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林について、以下の事項に留意のうえ実施することとする。

(ア) 主伐に当たっては、自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、1箇所当たりの伐採面積の規模、伐採箇所分散に配慮することとする。

また、新生林分の保護、林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。

(イ) 主伐の時期については、多様な木材需要、高齢級の森林の急増、地域の森林構成等を踏まえ、伐期の多様化、長期化を図ることとする。樹種別の主伐の標準的な時期は、スギは60年、ヒノキは65年、カラマツは55年とする。

##### イ 育成複層林施業

育成複層林施業にあつては、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立させることにより、森林の有する多面的機能の維持増進が期待される森林について、以下の事項に留意のうえ実施することとする。

主伐に当たっては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととする。

また、立地条件、下木の生育条件等を踏まえ、帯状又は群状伐採等の実施についても検討することとする。

(ア) 複層伐又は漸伐による場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所分散等に配慮すること。伐採率は、複層伐では相対照度30%以上を確保するため、

50～60%を目安とし、漸伐では40～50%程度とする。

(イ) 択伐による場合は、森林生産力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう適切な伐採率(30%以内。ただし、法令等による制限がある場合は当該制限の範囲内)、繰り返し期間(回帰年)によることとする。

(ウ) 天然更新を前提とする場合には、母樹の保存状況、種子の結実及び飛散状況、天然稚幼樹の生育状況等に配慮することとする。

#### ウ 天然生林施業

天然生林施業にあつては、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することによりの確な更新及び森林の有する多面的機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意のうえ実施することとする。

(ア) 主伐については、イの主伐についての留意事項によることとする。

(イ) 国土保全、自然環境の保全、種の保全等のために禁伐その他の施業を制限する必要がある森林については、その目的に応じて適切な施業を行うものとする。

#### エ 保安林及び保安施設地区内における施業の方法

保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号)第7条の2に規定されている森林については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うとともに、森林生産力の維持増進が図られる施業方法によることとする。

(2) 立木の標準伐期齢

立木の標準伐期齢は、主要樹種ごとに平均成長量が最大となる林齢を基準として、森林の有する公益的機能、既往の伐採齢及び森林の構成等を勘案し次表のとおりとする。

単位 林齢：年

地区	樹 種					備考
	スギ	ヒノキ	マツ類	その他 針葉樹	その他 広葉樹	
東三河全域	40	45	40	40	20	

(3) その他必要な事項

特に記すべき事項なし。

## 2 造林に関する事項

造林の標準的な方法は、森林の確実な更新を図ることを旨とし、人工造林及び天然更新別に次により定めることとする。

### (1) 人工造林に関する事項

人工造林の対象樹種は、スギ、ヒノキ等の中から現地に適合した樹種を選定する。

#### ア 人工造林の植栽本数

ヘクタール当たりの植栽本数は、スギ、ヒノキとも優良柱材を生産目標とするところでは3,000本/ha、一般材を生産目標とするところでは2,500～3,000本/haを基準とし、複層林施業対象地は、スギ、ヒノキとも1,500～2,000本/ha程度とする。保安林等にあつて、別途定めのある場合はその定めによる。

#### イ その他の人工造林の標準的な植栽方法

##### (ア) 地拵方法

###### ① 地拵形態

地拵形態は、全刈筋置地拵を原則とする。

なお、植栽木が寒風害等の被害を受ける恐れがある箇所等については、筋刈筋置地拵等を併用する。

また、形質のよい有用天然木を努めて保残するほか、崩壊地の周辺等で林地の保全に留意する必要がある箇所については刈払いは行わない。

###### ② 筋置きの方法

末木枝条及び刈払い物の筋置きの筋の方向については、保育作業等における作業効率を考慮して横筋（等高線方向）とする。

##### (イ) 植栽時期

植栽時期は、苗木の活着率及びその後の成長等を考慮し、春植えとする。

##### (ウ) 植付方法

植える列は、保育作業等における作業効率を考慮して横列（等高線方向）とし、ヘクタール当たり植栽本数に見合う苗木間隔とする。

なお、苗木の取扱いについては、乾燥防止等に十分配慮し、苗木の衰弱防止に努める。

## (2) 天然更新に関する事項

天然更新補助作業の対象樹種は、高木性であり利用価値が高くなることが見込まれる次の有用天然木とする。

針葉樹－有用針葉樹

広葉樹－ブナ、ナラ類、クリ、ホオノキ、トチノキ、サワグルミ、ケヤキ、カンバ類、サクラ類、ミズメ、カツラ、センノキ、シナノキ、キハダ、カエデ類、ミズキ、カシ・シイ類等

### ア 天然更新補助作業の標準的な方法

天然更新補助作業の標準的な方法は、立地条件、前生樹、下層植生等を勘案して、確実な更新を図るため、必要に応じて地表処理、刈出し、補助植込み等を行うこととする。

また、一定期間を経過しても更新が完了していないと判断される場合は、植栽等により確実に更新を図ることとする。

### (ア) 地表処理

地表処理は、下層植生又は地床の堆積物等により種子の着床、発芽が阻害されている箇所について効率的に行うこととする。

下層植生がササ型の箇所については、林業用薬剤を効果的に使用してササの抑制を図ることとし、下層植生がかん木型の箇所については、刈払機等により筋刈りを行う。

また、立木や下層植生の落枝、落葉等が堆積して腐植層が厚く、種子の発芽、定着が困難な箇所については、土壌型にも配慮しつつ腐植層の掻きおこし・取り除き等の「地かき」を行うこととする。

地表処理を行う時期は、種子の豊作年を考慮するほか、伐採前とするよう努める。

なお、母樹の保残状況が適切でなく、稚幼樹の発生が十分でない箇所については、必要に応じて「取り播き」を行うこととする。

### (イ) 刈出し

刈出しは、更新樹の生育に障害となっている植生を除去するため、植生の種類に応じて、林業用薬剤の散布又は刈払機等による刈払いを行う。

刈出しに当たっては、実施時期を失しないよう十分留意し、林内の下層植物現存量容積密度等を考慮して行うこととする。

### (ウ) 補助植え込み

補助植え込みは、母樹の保残状況及び立地条件等により、一定期間を経過しても稚幼樹の発生、生育が十分でなく更新状況が均一でない箇所について、補助植え込みを行うことにより更新完了が見込まれる場合に、山引き苗等を利用して行う。

植え込み本数は、天然生稚幼樹の有無及びその配置状況等を勘案して決定するこ

ととする。

(3) その他必要な事項

伐採跡地の更新すべき期間は、森林資源の積極的な造成を図り、林地の荒廃を防止するため、人工造林を行う伐採跡地は原則として伐採が終了した年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新させることとする。

### 3 間伐及び保育に関する基本的事項

森林の立木の育成の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨とし、既往の間伐の方法を勘案して、林木の競合状態等に応じた間伐の開始時期、繰り返し期間、間伐本数の算出方法及び間伐木の選定方法を次のとおりとする。

#### (1) 間伐の標準的な方法

ア 間伐要否の判断は、基本的には密度管理図の収量比数によることとし、判断の基準はおおよそスギ、ヒノキで0.70とする。

なお、当該林分の現況と収穫予想表との比較、林床植生の状態、枝の枯れ上がり程度及び形状比等についても総合的に考慮することとする。

イ 間伐の開始時期は、林分がうっ閉し、林木相互間の競合が生じたときとし、繰り返し期間は、おおむね10年以上とする。

主伐予定の時期までの期間が10年に満たないときは間伐を行わない。

ウ 間伐本数の算出に当たっての指標は、収穫予想表から誘導した基準本数表によることとし、間伐率は材積率で20%～35%（法令等による制限がある場合は当該制限の範囲内）を目標とする。

エ 間伐の促進と間伐木の有効利用を図るため、個体間の生長、形質の差が小さい箇所においては高性能林業機械等を活用した効率的な列状間伐を積極的に実施する。

オ 伐期に達した林分等で、以下のような林分については、高齢級間伐を検討する。

① 収穫予想表程度以上の蓄積を有するが、過去の間伐が必ずしも十分でなかったため過密傾向で、期待径級に達していない林木が相当程度含まれている林分

② 伐採順序から当分の間、主伐が行われない林分で、径級分布、林分密度、地位等から判断して間伐を実行すれば林分内容が向上すると考えられる林分

カ 沢沿の伐倒木等は下方へ流下しないよう適切に処理する等、山地災害防止に留意することとする。

(2) 保育の標準的な方法

ア 育成単層林施業

下刈、つる切、除伐の標準的な方法は、次表を標準とし、現地の実態に応じて適期適作業の実行により、林木の健全な生育を促進することとする。

(ア) 保育実行標準表

保育の種類	樹種	実施林齢・回数																	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
下刈	スギ	○	○	○	○														
	ヒノキ	○	○	○	○	○													
つる切	スギ							←○→				←○→							
	ヒノキ								←○→				←○→						
除伐	スギ									←○→								←○→	
	ヒノキ										←○→								←○→

(注) この標準表は、一般的な目安を示したものであり、実行に当たっては画一的に行うことなく、立地条件、植栽木の生育状況等現地の実態に即して効果的な作業時期、回数、方法等を十分検討の上適切に実行する。

(イ) 保育適期標準表

作業種	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
下刈			←   →									
つる切			←   →									
除伐	←   →											

(注) 1 この標準表は、一般的な目安を示したものであり、実行に当たっては、現地の実態、立地条件等に即して行う。  
 2 一線は適期、一線は許容期間を示す。

(ウ) 作業方法

a 下刈

下刈方法は、全刈を原則とし、獣害等が予想される箇所については坪刈を併用して行う。

下刈終了の目安は、植栽木の大部分が周辺の植生高を脱し、植栽木の生育に支障がないと認められる時点とする。



b つる切

つる類は地際から切断する。

また、薬剤処理により枯殺又は再生を抑制する場合は、処理時期及び方法等を適正に選択し効果的に行う。

c 除 伐

植栽木の生育を阻害する天然木及び形質不良な植栽木を伐採して、確実な成林を図るため適期に実施する。

実施に当たっては、植栽木の生育状況を十分見きわめるとともに、自生してきた有用天然木の生育を図り混交林とするなど、現地の実態に応じて適切に実施する。

また、急激な環境の変化による気象害等に十分留意する。

d 枝 打

枝打は、無節の柱材及び内装材等の高品質材の生産を目的として行う。

枝打の対象木は、伐期まで残存する被害のない通直木とする。ただし、間伐時に柱材の生産が可能な間伐対象木についても枝打ちの対象木とする。

枝打作業は林木の樹液流動が休止している晩秋から早春までのうち、厳寒期を除いた時期とする。

イ 育成複層林施業

育成単層林施業の標準的な方法に準じて、現地の実態を勘案し、必要に応じて実施する。

(3) その他必要な事項

特に記すべき事項なし。

#### 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

##### (1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

公益的機能別施業森林の区域及び施業方法についての考え方は次のとおりとする。また、公益的機能別施業森林の区域及び施業方法を別表1のとおり定める。

##### ア 公益的機能別施業森林の区域

###### (ア) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

水源涵養機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域にかかる地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定めることとする。ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義を有する治山事業施行地等についてはこの限りではない。

###### (イ) 森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

###### ① 森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

山地災害防止機能・土壌保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域にかかる地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定めることとする。ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義を有する治山事業施行地等についてはこの限りではない。

###### ② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

生活環境保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定めることとする。

###### ③ 保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

保健文化機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定めることとする。ただし、狭小な区域を単位として定めることに特別な意義を有する保護林、レクリエーションの森等についてはこの限りではない。

##### イ 公益的機能別施業森林区域内における施業の方法

###### (ア) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

当該区域内における施業の方法は、伐期の長期化及び伐採面積の縮小・分散を図ることを基本とし、下層植生の維持（育成複層林施業にあつては、下層木の適確な

生育)を図りつつ、根系の発達を確保するとともに、立地条件に応じて伐採林齢を標準伐期齢の2倍程度まで延ばす長伐期施業、択伐による複層林施業、択伐以外の方法による複層林施業を推進する。

(イ) 森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

当該区域内における施業の方法は、それぞれの区域の機能に応じ、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本として、長伐期施業、択伐による複層林施業、択伐以外の方法による複層林施業など、良好な自然環境の保全や快適な利用のための景観の維持・形成を目的とした施業の方法を推進する。

(2) その他必要な事項

特に記すべき事項なし。

## 5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

### (1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網の開設については、第2の1の(1)に定める森林整備及び保全の目標の実現を図るため、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出を伴う間伐の実施や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとする。

また、林道の開設に当たっては、森林の利用形態や地形・地質等に応じ林業専用道を導入するなど、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとする。

#### ○基幹路網の現状

単位 延長：km

区 分	路線数	延 長
基幹路網	60	170
うち林業専用道	—	—

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方については、次表のとおりとする。

○効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

区 分	作業システム	路網密度
緩傾斜地 (0°～15°)	車両系作業システム	100m/ha以上
中傾斜地 (15°～30°)	車両系作業システム	75m/ha以上
	架線系作業システム	25m/ha以上
急傾斜地 (30°～35°)	車両系作業システム	60m/ha以上
	架線系作業システム	15m/ha以上
急峻地 (35°～ )	架線系作業システム	5m/ha以上

注1 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用する。

2 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

(3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法  
該当なし。

(4) その他必要な事項

特に記すべき事項なし。

## 6 森林施業の合理化に関する事項

### (1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

収益性の高い林業の再生を図る上で経営体質の強い林業事業体の育成が重要な課題であり、市町村森林管理委員会など各種会議への積極的な参画を通じ、民有林及び関係機関との連携を図りつつ、雇用の安定、労働条件の向上に資する事業の安定的・計画的な発注に努めることとする。

また、森林施業の多様化に対応しうる事業実行体制の確立に向けた指導等により、林業事業体の経営体質の強化を図り、これを通じ、優れた林業労働者の確保・育成に努めることとする。

### (2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

林業生産性の向上及び労働強度を軽減し、林業労働者の確保を図るため、高性能林業機械化促進基本方針等に定められている高性能林業機械作業システムの構築に向けた取組が重要である。

このため、高性能林業機械の効率的な使用及び高性能林業機械を活用した搬出システムの構築に併せ、オペレーターの養成、高性能林業機械による作業を考慮した路網整備など低コスト・高効率作業システムの普及・定着に積極的に取り組むこととする。

### (3) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針

木材流通の現況、民有林における人工林資源の成熟化の進展等を踏まえ、地域一体となった流通・加工体制の整備を推進するため、木材の計画的・安定的な供給に努めるとともに、公共施設の木造化、内装材の木質化、土木事業への活用及び木質バイオマス利用等の取り組みに対し、積極的な協力を努めることとする。

### (4) その他必要な事項

地域の林業技術の向上に寄与するため、試験地等における技術情報の発信及び民有林の林業関係者等の研修の場として積極的な提供に努めることとする。

## 第4 森林の保全に関する事項

### 1 森林の土地の保全に関する事項

#### (1) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立って森林の適正な保全と利用との調整を図ることとし、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等安全で潤いのある居住環境の保全及び形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は、極力避けることとする。

また、土石の切取り、盛土等を行う場合には、気象、地形及び地質等の自然的条件、地域における土地利用及び森林の現況並びに土地の形質変更の目的及び内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うこととする。また、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらし、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様等に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設及び貯水池等の設置並びに環境の保全等のための森林の適正な配置等適切な措置を講じることとする。

#### (2) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区については、次表のとおり定める。

樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

単位 面積：ha

森林の所在		面積	留意すべき事項	備考
市町村	区域			
豊橋市	1216～1222, 1224～1230, 1233～1265, 1280～1284	1,102.96	土砂流出防備保安林	
	1223	28.18	干害防備保安林	
	計	1,131.14		
新城市	205～212, 218～227, 231～235, 237	788.78	土砂流出防備保安林	
	計	788.78		
設楽町	5, 10～17, 19～55, 64～144, 146～152, 156～162, 165～179	4,764.34	水源かん養保安林	
	144, 145, 147, 153～155, 163～165, 180～186, 190	489.47	土砂流出防備保安林	
	9	36.72	山災H	
	158, 159	0.40	砂防指定地・山災H	
	計	5,290.93		

東 栄 町	原田畹作官造1	42.10	水源かん養保安林	
	計	42.10		
豊 根 村	坂宇場財産区官造1	27.75	山災H	
	計	27.75		

注1 地区欄には、当該地区の属する林班名を記載する。

2 留意すべき事項欄には、水源涵養、土砂流出防止等について特に留意すべき事項を記載する。

3 備考欄には、保安林、施業を特定する必要がある林分等の場合には、その種類を記載する。

(3) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法該当なし。

(4) その他必要な事項

異常気象に起因して流木等による災害の拡大を防止するため県など関係機関との連絡調整を図り災害の防止に努めることとする。



## 2 保安施設に関する事項

### (1) 保安林の整備に関する事項

保安林については、流域における森林に関する自然的条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林等の指定に重点を置いて保安林の配備を計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保することとする。

### (2) 保安施設地区に関する事項

保安施設地区については、水源の涵養、土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備等の目的を達成するため、森林の造成事業又は森林の造成若しくは維持に必要な事業を行う必要があると認めるときに指定することとする。

### (3) 治山事業に関する事項

治山事業については、国民の安全・安心の確保を図る観点から、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽及び本数調整伐等の保安林の整備並びに溪間工、山腹工等の治山施設の整備を、流域特性等に応じた形で計画的に推進することとする。

その中で、流域保全の観点からの関係機関が連携した取組や地域における避難体制の整備などのソフト対策との連携を通じ、山地災害の減災に向け、事業実施等の効果的な対策を講ずることとする。その際、既存施設の有効活用を含む総合的なコスト縮減に努めるとともに、現地の実情を踏まえ、必要に応じて、在来種による緑化や治山施設への魚道の設置など生物多様性の保全に努めることとする。

### (4) その他必要な事項

保安林の適切な管理を確保するため、地域住民、地方公共団体等の協力・参加が得られるよう努めるとともに、保安林台帳の調製、標識の設置、巡視及び指導の徹底等を適正に行うほか、衛星デジタル画像等を活用し、保安林の現況や規制に関連する情報の総合的な管理を推進することとする。

### 3 森林の保護に関する事項

#### (1) 森林病害虫等の被害対策の方針

森林病害虫等の被害対策については、予防と早期発見に努め、被害の種類に対応する防除措置を講ずることとする。

カシノナガキクイムシ及び松くい虫の被害については、被害状況の把握に努め、関係機関と連携を図りながら必要な対策に取り組むこととする。

#### (2) 鳥獣による森林被害対策の方針

ニホンカモシカ及びニホンジカの被害については、防護柵の作設、プラスチック製プロテクターの効果的な設置及び忌避剤等の使用により、また、ツキノワグマの被害については、剥皮を防止するテープ等の使用により、造林地等における食害等を未然に防止することとする。

また、野兎、野鼠の被害については、森林の巡視等による早期発見に努め適切な防除に努めることとする。

#### (3) 林野火災の予防の方針

林野火災の予防については、森林の巡視及び森林保護についての啓発普及に重点を置き、関係機関との密接な連携を図りながら山火事の未然防止に努めることとする。

#### (4) その他必要な事項

気象害については、過去の被害発生状況、気象条件、地形等現地の実態に応じた適切な施業方法等を選択することにより、被害の未然防止に努めることとする。

また、本計画区においては、段戸国有林をはじめとして、ハイキング、自然観察等野外レクリエーションの場として多くの利用者があることから、樹木・土石等の盗採掘防止のため、森林の巡視及び森林保護についての啓発普及に重点を置き、関係機関との密接な連携を図りながら未然防止に努めることとする。

#### ア 森林の巡視に関する事項

諸被害が発生する恐れがある地域については、過去の被害状況、利用者の動向、被害の発生時期、気象条件等を踏まえて森林の巡視を行い、諸被害の未然防止、早期発見等に努めることとする。

#### イ 森林の保護及び管理のための施設に関する事項

森林の保護についての啓発普及を図るため、利用者数の動向、道路の整備状況及び過去の被害状況等を踏まえ、関係市町村と連携しつつ、保護標識等の適切な配置に努めるとともに、保護管理上必要な歩道等についても計画的な整備に努めることとする。

## 第5 計画量等

### 1 伐採立木材積

単位 材積：千m<sup>3</sup>

区分	総数			主伐			間伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数	377	325	52	198	165	33	179	160	19
前半5ヵ年の計画量	182	156	26	104	87	17	78	70	8

### 2 間伐面積

単位 面積：ha

区分	間伐面積
総数	1,657
前半5ヵ年の計画量	722

### 3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：ha

区分	人工造林	天然更新
総数	578	730
前半5ヵ年の計画量	304	268

#### 4 林道の開設又は拡張に関する計画

単位 延長：km、面積：ha

開設／ 拡張	種 類	区 分	位 置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	利用区域 面積	前半5ヵ年 の計画箇所	対図 番号	備考
開設	自動車道	林業専用道	設 楽 町	菜 畑	1.35 (1)	90	1	①	89～91
〃	〃	〃	〃	胡 麻 沢	1.00 (1)	88	1	②	169, 170
〃	〃	〃	〃	榎 尾 分 水 支 線	1.20 (1)	140	1	③	135, 136, 138, 139, 155
〃	〃	〃	〃	駒ヶ原裏谷支線	0.372 (1)	18	1	④	28
〃	〃	〃	〃	バ ラ ゴ 沢	1.20 (1)	90	1	⑤	122, 124
〃	〃	〃	〃	高 松	1.20 (1)	33	1	⑥	115
〃	〃	〃	〃	西 川 第 二	1.80 (1)	56	1	⑥	111, 112
〃	〃	〃	〃	藤 立 環 状	2.90 (1)	68	1	⑦	66, 67
〃	〃	〃	〃	滝 沢	0.332 (1)	36		⑧	14
〃	〃	〃	〃	鳥 居	0.57 (1)	31		⑨	72
〃	〃	〃	〃	返 り 水 支 線	1.35 (1)	48		⑩	172
〃	〃	〃	〃	小 計	13.274(11)	698	8		
開設	自動車道	林業専用道	豊 橋 市	岩 崎	0.50 (1)	40	1	⑪	1248, 1249
〃	〃	〃	〃	石 巻	0.889 (1)	52		⑫	1219, 1220
				小 計	1.389 (2)	92	1		
				計	14.663(13)	790	9		

単位 延長：km、面積：ha

開設／ 拡張	種 類	区 分	位 置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	利用区域 面積	前半5カ年 の計画箇所	対図 番号	備考
拡張	自動車道 (一般改良)		設 楽 町	胡 麻 沢	0.03 (2)		1		
〃	〃		〃	榎 尾 分 水	0.035 (3)		2		
〃	〃		〃	栃 洞 金 沢 ( 栃 洞 )	0.04 (5)		3		
〃	〃		〃	駒 ケ 原 宇 連	0.015 (2)		2		
〃	〃		〃	返 り 水	0.04 (7)		4		
〃	〃		〃	澄 川	0.03 (3)		2		
〃	〃		〃	駒 ケ 原 裏 谷	0.01 (1)		1		
〃	〃		〃	裏 谷 第 一	0.01 (1)		1		
〃	〃		〃	菜 畑	0.015 (1)		1		
〃	〃		〃	桶 小 屋 第 二	0.05 (3)		2		
〃	〃		〃	藤 立	0.03 (10)		5		
〃	〃		〃	一 の 又	0.01 (1)		1		
〃	〃		〃	高 松	0.035 (1)		1		
〃	〃		〃	西 川	0.01 (1)		1		
〃	〃		〃	牛 渡	0.01 (1)		1		
				小計	0.37 (42)		28		
拡張	自動車道 (一般改良)		東 栄 町	ス ズ ガ タ	0.015 (1)		1		
〃	〃		〃	明 神	0.015 (1)		1		
				小計	0.03 (2)		2		
拡張	自動車道 (一般改良)		新 城 市	明 神	0.015 (1)		1		
〃	〃		〃	川 合	0.40 (1)		1		
〃	〃		〃	棚 山	0.015 (1)		1		
〃	〃		〃	八 名	0.03 (2)		2		
				小計	0.46 (5)		5		
				計	0.86 (49)		35		

## 5 保安林整備及び治山事業に関する計画

### (1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

#### ア 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面積	前半5ヵ年 の計画面積	備考
総数（実面積）	7,341	7,341	
水源涵養のための保安林	4,945	4,945	
災害防備のための保安林	2,396	2,396	
保健、風致のための保安林	135	135	

注 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるために水源涵養のための保安林等の内訳の合計に一致しないことがある。

#### イ 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 面積：ha

指定／ 解除	種類	森林の所在		面積		指定又は解除を 必要とする理由	備考
		市町村	区域		前半5ヵ年 の計画面積		
指定	水源かん養	設楽町	6～12	120	120	水源かん養のため	
指定	土砂流出防備	設楽町	215, 216	55	55	土砂流出防備のため	
			計	174	174		

注1 指定・解除別に口座を設けて記載し、面積は種類ごと及び市町村ごとに総数を掲示する。

2 区域欄には、当該区域の属する林班番号を記載する。

#### ウ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

該当なし。

### (2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

該当なし。

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位 地区

森林の所在		治山事業施工 地区数		主な工種	備考
市町村	区域		前半5ヵ年 の計画		
設楽町	5～17, 19～55, 64～186, 190, 213～217	10	10	溪間工、山腹工、本数調整伐	
新城市	205～212, 218～227, 231～235	2	2	溪間工、本数調整伐	
豊橋市	1216～1230, 1233～1265	1	1	溪間工、本数調整伐	
計		13	13		

- 注1 区域欄には、当該区域の属する林班、字名又は対象区域の代表的地名を記載する。
- 2 治山事業施行地区数欄には、実施すべき治山事業（森林整備を除く）の数量を計上する。
- 3 計画期間の後半5ヵ年分の数量は市町村別に記載しても差し支えない。
- 4 主な工種欄には、当該区域における治山事業の主な工種（溪間工、山腹工、地下水排除工、本数調整伐）を記載する。

## 第6 その他必要な事項

- 1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法  
 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法については、次表のとおり定める。

単位 面積：ha

種類	森林の所在		面積	施業方法
	市町村	区域		
土砂流出防備保安林	豊橋市	1263	17.28	別 紙 参 照
土砂流出防備保安林 県立自然公園第三種特別地域		1216, 1221, 1222, 1224～1230, 1233～1248, 1256～1262, 1280～1284	832.76	
土砂流出防備保安林 砂防指定地		1263～1265	36.11	
土砂流出防備保安林 砂防指定地 県立自然公園第三種特別地域		1248～1251	66.48	
土砂流出防備保安林 都市計画区域風致地区 県立自然公園第三種特別地域		1217～1220, 1252～1255	150.33	
干害防備保安林 県立自然公園第三種特別地域		1223	28.18	
砂防指定地		1248～1251, 1264, 1265	2.16	
県立自然公園第三種特別地域		1219～1229, 1233～1245, 1252～1262, 1280～1284	18.34	
土砂流出防備保安林		新城市	218～227, 237	
土砂流出防備保安林 国定公園第三種特別地域	205～212		188.15	
土砂流出防備保安林 県立自然公園第三種特別地域	231～235		112.95	
国定公園第三種特別地域	205～212		6.25	
県立自然公園第三種特別地域	231～235		1.65	
水源かん養保安林	設楽町	102～120, 128～144, 146～152	1,285.69	
水源かん養保安林 国定公園第三種特別地域		36～38, 40, 44, 53～55, 91, 92, 134, 156	92.79	
水源かん養保安林 県立自然公園第三種特別地域		5, 10～17, 19～38, 44～55, 64～101, 117～127, 156～162, 165～179	3,249.25	
水源かん養保安林 砂防指定地 県立自然公園第三種特別地域		166	1.03	
水源かん養保安林 保健保安林 国定公園第一種特別地域		43	14.32	



水源かん養保安林 保健保安林 国定公園第二種特別地域		39～44	121.26
土砂流出防備保安林		144, 145, 147	61.04
土砂流出防備保安林 国定公園第三種特別地域		153～155, 180～186, 190	249.40
土砂流出防備保安林 県立自然公園第三種特別地域		153～155, 163～165	175.55
土砂流出防備保安林 砂防指定地 国定公園第三種特別地域		153, 154, 190	2.39
土砂流出防備保安林 砂防指定地 県立自然公園第三種特別地域		155, 163～165	1.09
砂防指定地		158, 159, 190	0.41
国定公園第二種特別地域		39～41, 44	1.93
国定公園第三種特別地域		36～38, 40, 53～55, 91, 92, 134, 153～156, 180～186, 190	7.99
県立自然公園第三種特別地域		6～17, 19, 21～27, 29～38, 44, 45, 48～54, 64～74, 76～84, 86～101, 117～122, 124～127, 155, 159～170, 172～178	190.59
水源かん養保安林 国定公園第三種特別地域	東 栄 町	原田畔作官造1	13.24
水源かん養保安林 県立自然公園第三種特別地域		原田畔作官造1	28.86
国定公園第三種特別地域	豊 根 村	坂宇場財産区官造1	27.75

(別表1) 保安林の森林施業

種 類	伐採種	施 業 の 方 法	備 考
水源かん養 保安林	禁伐	<p>主伐に係る伐採を禁止する。</p> <p>また、間伐も原則として禁止するが、その森林が植栽されたものであり、保育のために間伐をしなければ当該保安林の目的が達成できないと認められるものであって、指定施業要件で間伐ができることが定められているものについては、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所においてできるものとする。間伐することができる立木材積は、伐採種「皆伐」の項を準用する。</p>	詳細については、保安林指定の際に定める箇所別の指定施業要件による。
	択伐	<p>主伐は択伐による。主伐として伐採できる立木は、標準伐期齢（市町村森林整備計画で定める標準伐期齢、以下同じ）以上のものとし、その限度は、当該年度の初日におけるその森林の立木材積の10分の3以内とする。</p> <p>ただし、伐採跡地につき植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる森林（植栽指定の箇所）については、立木材積の10分の4以内とする。また、将来択伐することができるような林型に誘導しようとする場合の間伐であって、指定施業要件で定められている場合には、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所において間伐できるものとする。間伐することができる立木の材積は、伐採種「皆伐」の項を準用する。</p>	
	皆伐	<p>主伐に係る伐採種を定めない。主伐として伐採できる立木は、標準伐期齢以上のものとし、毎年度伐採できる1箇所当たりの皆伐面積の限度は、20ヘクタールの範囲内で指定施業要件に定められた面積とする。</p> <p>間伐は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所において間伐できるものとする。</p> <p>間伐することができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の10分の3.5を越えず、かつ、その伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が10分の8を下回ったとしても、当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲の材積とする。</p> <p>植栽については、人工造林に係る森林及び具体的な植栽計画をたてている森林について、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌年度の初日から起算して2年以内に、指定施業要件を定める者が指定する樹種の満1年以上の苗及び本数を均等に分布するように植栽するものとする。</p>	

種 類	伐採種	施 業 の 方 法	備 考
土砂流出 防備保安林	禁伐	水源かん養保安林の伐採種「禁伐」の項を準用する。	詳細については、保安林指定の際に定める箇所別の指定施業要件による。
	択伐	水源かん養保安林の伐採種「択伐」の項を準用する。	
	皆伐	水源かん養保安林の伐採種「皆伐」の項を準用する。ただし、「毎年度伐採できる1箇所当たりの皆伐面積の限度は、20ヘクタール」を「毎年度伐採できる1箇所当たりの皆伐面積の限度は、10ヘクタール」に読み替えるものとする。	
土砂崩壊 防備保安林	禁伐	水源かん養保安林の伐採種「禁伐」の項を準用する。	
	択伐	水源かん養保安林の伐採種「択伐」の項を準用する。	
干害防備 保安林	禁伐	水源かん養保安林の伐採種「禁伐」の項を準用する。	
	択伐	水源かん養保安林の伐採種「択伐」の項を準用する。	
	皆伐	水源かん養保安林の伐採種「皆伐」の項を準用する。ただし、「毎年度伐採できる1箇所当たりの皆伐面積の限度は、20ヘクタール」を「毎年度伐採できる1箇所当たりの皆伐面積の限度は、10ヘクタール」に読み替えるものとする。	
落石防止 保安林	禁伐	水源かん養保安林の伐採種「禁伐」の項を準用する。	
	択伐	水源かん養保安林の伐採種「択伐」の項を準用する。	
保健 保安林	禁伐	水源かん養保安林の伐採種「禁伐」の項を準用する。	
	択伐	水源かん養保安林の伐採種「択伐」の項を準用する。	
	皆伐	水源かん養保安林の伐採種「皆伐」の項を準用する。ただし、「毎年度伐採できる1箇所当たりの皆伐面積の限度は、20ヘクタール」を「毎年度伐採できる1箇所当たりの皆伐面積の限度は、10ヘクタール」に読み替えるものとする。	

(別表2) 国立公園、国定公園及び県立自然公園における特別地域の森林施業

区 分	施 業 の 方 法
特別保護地区	原則として、立木の伐採を禁止し、その他植物の採取も行わないこととする。
第一種特別地域	<p>1 第一種特別地域内の森林は禁伐とする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り単木択伐法を行うことができる。</p> <p>2 単木択伐法は、次の規定により行う。</p> <p>(1) 伐期齢は標準伐期齢（市町村森林整備計画で定める標準伐期齢、以下同じ）に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。</p> <p>(2) 択伐率は、現在蓄積の10%以内とする。</p>
第二種特別地域	<p>1 第二種特別地域の森林施業は、択伐法によるものとする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り、皆伐法によることができる。</p> <p>2 国立公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く。）は、原則として単木択伐法によるものとする。</p> <p>3 伐期齢は標準伐期齢に見合う年齢以上とする。</p> <p>4 択伐率は用材林においては、現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては、60%以内とする。</p> <p>5 伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認める場合は、自然保護局長は、伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。</p> <p>6 特に指定した風致樹については、保育及び保護につとめること。</p> <p>7 皆伐法による場合その伐区は次のとおりとする。</p> <p>(1) 1伐区の面積は2ヘクタール以内とする。ただし、疎密度3より多く保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。</p> <p>(2) 伐区は更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区はつとめて分散させなければならない。</p>
第三種特別地域	第三種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。

注1 本表は、「自然公園区域内における森林の施業について」（昭和34年11月2日34林野指第6417号 林野庁長官通達）による。

2 県立自然公園は、本表に準じて取扱うものとし、詳細については、愛知県立自然公園条例等による。

(別表3) 鳥獣保護区特別保護地区の森林施業

- 1 伐採の方法を制限しなければ鳥獣の生息、繁殖または安全に支障があると認められるものについては、伐採種は択伐とし（その程度が特に著しいと認められるものについては禁伐）、その他の森林にあつては伐採種を定めない。
- 2 本計画の初年度以降5年間に当該計画にかかる特別保護地区内において皆伐できる面積の限度は、当該特別保護地区内の皆伐区域面積の標準伐期齢（市町村森林整備計画で定める標準伐期齢）に相当する数で除して得た面積の5倍とする。
- 3 保護施設を設けた樹木および鳥獣の保護繁殖上必要があると認められる特定の樹木は禁伐とする。

注 本表は、「鳥獣保護区内の森林施業について」（昭和39年1月17日 林野計第1043号 林野庁長官通達）による。

(別表4) その他制限林の森林施業

区 分	施 業 の 方 法	備 考
砂防指定地	<p>以下に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ県知事に協議するものとする。協議に係る行為について変更をしようとするときも、また同様とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 施設又は工作物の新築、改築、増築、移転若しくは除却</li> <li>2 竹木（枯損竹木及び被圧竹木を含む。）の伐採（間伐、択伐及び枝打ちを含む。）若しくは採取又はその滑下若しくは地引きによる運搬</li> <li>3 開墾、たん水その他土地の原状を変更する行為</li> <li>4 土石砂れきの採取若しくは鉱物の採掘又はこれらのたい積若しくは投棄</li> <li>5 砂防設備の占用</li> <li>6 樹根その他植物根株の採掘</li> <li>7 芝草その他生産物の採取</li> <li>8 牛馬その他の畜類の放牧又はけい留</li> <li>9 火入れ又はたき火</li> </ol>	<p>詳細は、愛知県砂防指定地管理規則による。</p>
特別母樹林	<p>禁伐とする。ただし、その指定目的を阻害するおそれがないもの（以下1～4）として、農林水産大臣の許可を受けた場合は、この限りではない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 倒木または枯死木を伐採する場合</li> <li>2 老齢で結実しなくなった樹木を伐採する場合</li> <li>3 森林病虫害等が付着している樹木をそのまま延を防止するため伐採する場合</li> <li>4 林齢及び成育状況からみて立木密度が高く、そのため結実量低下が顕著な林分について結実の増加を図る目的で優勢木以外の樹木を伐採する場合</li> </ol>	<p>詳細は、林業種苗法の施行について（昭和45年8月31日45林野造第887号 農林事務次官通達）による。</p>
特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物	<p>禁伐とする。</p>	<p>詳細は、文化財保護法等による。</p>
都市計画区域風致地区	<p>全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に制限を受けない。</p>	<p>都市計画法による。</p>

## 2 その他必要な事項

### (1) 森林整備への多様な主体の参加

フィールドの提供や必要な技術指導により、広く国民やNPO法人等による自主的な森林整備活動の推進に取り組むこととする。

### (2) 木材利用の拡大

林業の持続的かつ健全な発展を図ることを目的とした「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が平成22年10月に施行されたこと、また、同年12月に「新農林水産省木材利用推進計画」が策定されたことを踏まえ、公共建築物等における木材利用の拡大に積極的に取り組むこととする。

別表1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

1 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

区分	森林の区域	面積	施業方法
総数		6,853.27	
市 町 村 別 内 訳	豊橋市	1217～1229, 1233～1236, 1238～1244, 1247～1252, 1254, 1255, 1257～1259, 1262～1265, 1280～1284	623.30
	新城市	205, 207, 208, 210, 211, 218～227, 237～239	615.97
	設楽町	5～17, 19～55, 64～144, 146～186, 190, 213～217	5,544.15
	東栄町	原田耕作官造 1	42.10
	豊根村	坂宇場財産区官造 1	27.75



2 土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

(1) 森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全機能の維持増進を図る森林

単位 面積：ha

区分	森林の区域	面積	施業方法	
総数		2,040.42	長伐期施業、複層林施業（択伐以外）、複層林施業（択伐）のいずれかにより、森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全機能の維持増進を図る。	
市町村別内訳	豊橋市	1233～1238, 1241～1245, 1251～1260, 1280～1282		394.44
	新城市	205～212, 218～225, 237		579.28
	設楽町	9, 11, 27, 29, 30, 32, 33, 37, 49～53, 64～68, 70, 75～78, 80, 82, 83, 85～87, 94, 98, 110, 117, 120～122, 144, 145, 147, 153～159, 162～167, 179～186, 190,		1,009.44
	東栄町	原田耕作官造 1		29.51
	豊根村	坂宇場財産区官造 1		27.75

(2) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林

単位 面積：ha

区分	森林の区域	面積	施業方法	
総数		152.14	長伐期施業、複層林施業（択伐以外）、複層林施業（択伐）のいずれかにより、快適な環境の形成の機能の維持増進を図る。	
市町村別内訳	豊橋市	1217～1220, 1252～1255		152.14
	新城市			
	設楽町			
	東栄町			
豊根村				

(3) 保健機能の維持増進を図る森林

単位 面積：ha

区分	森林の区域	面積	施業方法	
総数		5,663.40	長伐期施業、複層林施業（択伐以外）、複層林施業（択伐）のいずれかにより、保健機能の維持増進を図る。	
市 町 村 別 内 訳	豊橋市	1216～1230, 1233～1265, 1280～1284		1,151.71
	新城市	205～212, 231～235,		309.00
	設楽町	5～17, 19～55, 64～101, 121～127, 133～135, 153～186, 190		4,132.84
	東栄町	原田耕作官造 1		42.10
	豊根村	坂宇場財産区官造 1		27.75